

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 21 日

外務省領事局政策課長 殿
外務省領事局外国人課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国際衛生対策室長
植物防疫課防疫対策室長

夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

家畜の重大な伝染病であるアフリカ豚熱（以下「ASF」という。）や果樹等の重大な害虫であるミカンコミバエ種群等の侵入防止については、関係省庁の皆様にも多大なる御協力を頂いていることに改めて感謝申し上げます。

動物検疫については、本年2月にシンガポールで初めてASFの発生が、本年5月には韓国で約4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されるなど、アジア・ヨーロッパ各地で家畜の伝染病の発生が続いており、日本への侵入リスクは依然として高い状況です。

また、植物検疫についても、ミカンコミバエ種群がアジア地域からアフリカ及び中東地域に発生地域を拡大し、韓国では火傷病の発生地域が拡大しているなど、海外では病害虫の発生地域が拡大しており、日本への病害虫の侵入リスクが高まっている状況です。

昨年10月の入国制限撤廃以降、国際旅客定期便が徐々に再開し、日本政府観光局（JNTO）の統計によると、本年6月時点で、訪日外客数はコロナ禍前の7割まで回復しているところです。これから夏季休暇期間を迎えるに当たり、訪日外客だけでなく、日本人観光客も多く渡航することが想定されます。

本年1月には違法な持ち込みにより1名が逮捕されているところであり、動物検疫所及び植物防疫所では、日本入国時に日本に持ち込みができない食品を持ち帰ることがないよう、出国者に対して各地でキャンペーン等の啓発活動を行うとともに、入国者に対しても引き続き農畜産物の持ち込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化することとしています。

貴省におかれましては、引き続き家畜の伝染病や植物の病害虫の侵入防止に係る取組に御協力いただきますようお願いいたします。また、在外公館におかれましても、下記ウェブサイトの情報や別紙のリーフレットを参照いただき、情報発信に御協力いただくとともに、査証交付時のリーフレットの配布等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

○ 動物検疫所ウェブサイト

「輸入動物検疫等に係るFAQ」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/FAQaboutAnimalQuarantine.pdf>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

○ 植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品））」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>